じ。）の結果得られたデータ（第八十一条の四において「航空レーザ計測データ」という。）の点検及び調整を行うために必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「調整用基準点」という。）は、地籍図根三角点等を使用するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

２　標定点及び調整用基準点（以下「標定点等」という。）は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一　上空視界が十分に確保され、空中写真又は航空レーザ測量の結果得られたデータ（第七十八条及び第八十三条の二において「航空レーザ測量データ」という。）において明瞭に識別することができる地点であること。

二　対空標識を設置する場合には、当該対空標識の設置が容易であり、かつ、これが確実に保存される地点であること。

３　前二項の選定の結果は、標定点選点図又は調整用基準点選点図に取りまとめるものとする。

４　第八十二条に規定する補備測量の実施が見込まれる場合には、空中写真測量又は航空レーザ測量の実施前に、必要に応じて、航測図根点（補備測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点であつて、空中写真測量又は航空レーザ測量によつて当該点の座標値及び標高を求めるものをいう。以下同じ。）を選定するものとする。

５　（略）

６　航測図根点には、標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を航測図根点として利用するときは、この限りではない。

（対空標識の設置）

第七十八条　対空標識は、標定点等及び航測図根点（以下「航測図根点等」という。）に設置するものとする。ただし、航測図根点等として自然物又は既設の工作物を利用する場合であつて、空中写真又は航空レーザ測量データにおいて明瞭に識別できることが確実である場合については、この限りではない。

第二目　空中写真測量

（空中写真撮影）

第七十九条　空中写真撮影は、撮影に必要な装備を有し、所定の高度で安定飛行を行うことができる航空機又は無人航空機を用いて行うものとする。

２　標定点は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一　対空標識が明瞭に撮影される地点であること。

二　多角測量法により著しい困難を伴うことなく当該地点の位置を決定することができる地点であること。

三　後続の測量を行うのに便利な地点であること。

四　対空標識及び標識の設置が容易であり、かつ、これらが確実に保存される地点であること。

３　前二項の選定の結果は、標定点選点図に取りまとめるものとする。

４　航測図根点は、第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

５　（略）

６　標定点及び航測図根点（以下「航測図根点等」という。）には、標識を設置するものとする。ただし、航測図根点にあつては、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

（対空標識の設置）

第七十八条　対空標識は、航測図根点等及び筆界点に設置するものとする。ただし、所要点の位置を間接的に決定できるような地点に設置することができる。

（空中写真撮影）

第七十九条　空中写真撮影は、次の各号に掲げる条件に従つて行わなければならない。

一　空中写真撮影及び空中三角測量に使用する器械及び器材の組合せ並びに地形その他の条件を考慮して、適切な撮影縮尺を選定すること。

二　同一コースに属する相隣る写真画面は、コース方向について、その六割の画面が重複するのを原則とすること。

三　相隣るコースに属する各コースの相隣る写真画面は、コース方向に直角な方向について、その三割の画面が重複するのを原則とすること。

四　写真画面の水平面に対する傾斜角は、五度以内であること。

五　写真画面のコース方向に対する水平回転角は、十度以内であること。

六　空中写真撮影は、原則として、気象条件が良好で、かつ、撮影に適した時期に行うこと。

七　露出時間は、飛行速度、使用フィルム、フィルター、撮影高度等を考慮して、画像が十分な鮮明さを保つよう適正に定めること。